

三鷹市ごみ減量等推進会議

令和6年度活動報告書

目 次	ページ
1 ごみ減量等推進会議とは	1
2 令和6年度活動経過報告	2
3 ごみ処理量（排出量）の推移	5
4 ごみ減量・リサイクル協力店	6
5 ごみ減量等推進会議会則	8
6 ごみ減量等推進員選出団体・組織	11

1 ごみ減量等推進会議とは

ごみ減量等推進会議は、清潔で住みよいまちづくりのため、幅広い実践的活動を行う団体で、市長が町会、自治会、住民協議会、各種団体、ごみ処理業者等に依頼したごみ減量等推進員（任期２年）で組織されています。平成５年３月に策定した「三鷹市ごみ処理総合施策」の中で、地域住民へのごみ減量、資源化を進めるために結成されました。

特徴①

行政と地域住民が一体となってごみ減量化、資源化推進活動を行う組織です。

令和６年度ごみ減量等推進員の構成（令和７年３月１日現在）

町会・自治会…74人	各種団体…3人	大規模小売店舗及び小売商店…2人
住民協議会…7人	廃棄物収集・運搬業者及び資源回収業者…4人	アパート等管理…2人
消費者団体…3人	商工会…1人	小・中学校校長会…2人
		合 計 98人

特徴②

ごみ減量等推進員の中から選出された委員をもって代表者会議を構成しています。代表者会議は、市や関係機関と協力し、ごみの発生抑制、ごみの減量・資源化及び再利用の促進、市民、事業者及び行政の役割と責務などの事項について実践的方策を検討します。

特徴③

ごみ減量等推進員の一人ひとりがごみ減量・資源化に寄与することで、地域的、全市的なPRを展開することができます。

特徴④

ごみ減量等推進員が以下のことを心がけることにより、事業者に対しても自主回収の推進や過剰包装の自粛、再生品の販売、ごみそのものの発生抑制を働きかけることができます。

- ・ 使い捨て商品と過剰包装品の購入自粛
- ・ 環境に配慮した商品、耐久性の高い商品の選択
- ・ 生ごみ処理機等による自家処理の推進
- ・ ごみの分別及び適正な出し方等のルールの徹底
- ・ 集団回収や空きびん・空き缶収集等資源化への参加協力
- ・ 再生品の積極的な購入と使用
- ・ マイバッグの使用促進

2 令和6年度活動経過報告

令和6年度のごみ減量等推進会議

会議関係

代表者会議

第1回代表者会議 4月25日（木） 午前10時～午前10時40分 クリーンプラザふじみ3階研修ホール 参加者 代表者11人／職員5人	●令和6年度ごみ対策課職員の人事異動について ●令和6年度ごみ減量等推進会議活動予定について ●ごみゼロキャンペーン及び不法投棄防止キャンペーンについて ●三鷹市ごみ処理総合計画2027（仮称）について ●ごみ減量等推進会議広報紙について
第2回代表者会議 9月5日（木） 午前10時～午前10時50分 クリーンプラザふじみ3階研修ホール 参加者 代表者12人／職員7人	●令和6年度ごみ減量等推進会議活動経過及び今後の予定について ●「三鷹国際交流フェスティバル MISHOP WORLD2024」への参加について ●「喫煙マナーアップキャンペーン」の実施について ●「エコアクションキャンペーン～プラスチックごみ減量チャレンジ～」の実施について ●その他イベント概要について

行事関係

街頭キャンペーン、研修会を実施した。

1 ごみゼロキャンペーン・不法投棄防止キャンペーン（同日開催）

環境省が定めている「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」にあわせて、駅周辺などを行き交う市民に対して、啓発品を配布しながらごみの減量と不法投棄防止を呼びかけるとともに、周辺のごみ拾いを行った。また、不法投棄防止キャンペーン期間中（5月30日～6月5日）に、ごみ対策課・道路管理課・委託業者の車両に啓発用ステッカーを貼付し、パトロールを実施した。

【日時】令和6年5月30日（木）午後5時～午後6時

【場所】三鷹駅南口・三鷹台駅

【参加人数】 (人)

場所	推進員	市職員	ボランティア	計
三鷹駅南口	30	9	25	64
三鷹台駅	2	2	7	11
計	32	11	32	75

2 三鷹国際交流フェスティバル MISHOP WORLD 2024

三鷹国際交流フェスティバルに出店し、ごみ減量に関するクイズの出題（再生品等の啓発品の配布）を行い、ごみの減量に向けた工夫、再生品の利用等と呼びかけた。

【日時】令和6年9月22日（日）

午前10時～午後4時30分（代表者の参加時間は午前11時～午後2時）

【場所】井の頭恩賜公園西園文化交流広場

【参加人数】 (人)

代表者	市職員	計
6	9	15

3 喫煙マナーアップキャンペーン

三鷹市受動喫煙防止条例を所管する環境政策課と吸い殻のポイ捨て防止を所管するごみ対策課が合同で、駅を利用する市民や市外から来る方々に広く喫煙マナーの向上を呼びかけた。

【日時】 令和6年10月21日(月) 正午～午後1時

【場所】 三鷹駅南口・三鷹台駅

【参加人数】 (人)

場所	推進員	J T	市職員	計
三鷹駅	26	2	11	39
三鷹台駅	4	0	2	9
計	30	2	13	48

4 エコアクションキャンペーン

環境負荷の低減、ごみ減量に向けて毎年テーマを変えて行うものとして開始。令和6年度は海洋プラスチック問題等の原因であるプラスチックごみの減量をテーマに設定し、プラスチックごみの減量を気軽にチャレンジすることができるリーフレットや海洋プラスチックできたボールペンの配布し、啓発を行った。

【日時】 令和6年10月24日(木) 午後4時30分～午後5時30分

【場所】 三鷹駅南口・三鷹台駅

【参加人数】 (人)

場所	推進員	市職員	計
三鷹駅南口	23	9	32
三鷹台駅	5	2	7
計	28	11	39

5 ふじみまつり

ふじみまつりに出店し、ごみの減量啓発品の販売、リサイクル品の展示・販売のほか、ごみ収集車の実演等を行い、ごみの減量に向けた工夫、再生品の利用等と呼びかけた。また、フードバンクみたかによるフードドライブを行った。今年度は、東京都と連携して廃食用油の回収キャンペーンを実施した。

【日時】 令和6年11月17日(日)

午前10時～午後3時(代表者の参加時間は正午～午後2時30分)

【場所】 ふじみ衛生組合

【参加人数】 (人)

代表者	市職員	計
6	11	17

6 みたか商工まつり

みたか商工まつりに出店し、ごみの減量啓発品の販売やごみ減量啓発パネルの掲示、プラスチッ

クママークを当てるクイズを実施し、再生品の利用やごみの減量等と呼びかけた。また、フードバンクみたかによるフードドライブを行った。

【日時】令和6年12月7日(土)・8日(日) 午前10時～午後4時

(代表者の参加時間は午前11時～午後1時)

【場所】三鷹市役所特設会場

【参加人数】 (人)

開催日	代表者	市職員	計
12月7日(土)	6	4	10
12月8日(日)	4	5	9
計	10	9	19

7 災害廃棄物に関する研修会

災害経験豊富な講師を招いてご講演していただき、大規模災害が起きた際に発生する災害廃棄物について理解を深めた。

【日時】令和7年2月20日(木) 午前10時～正午

【研修場所】三鷹市教育センター2階 第二中研修室

【参加人数】 (人)

代表者	三鷹清掃事業防災協会	市職員	計
10	11	7	28

8 視察研修会

古紙類のリサイクル施設を視察することで、排出された資源がどのような工程を踏んで再生品になるのかを学んだ。

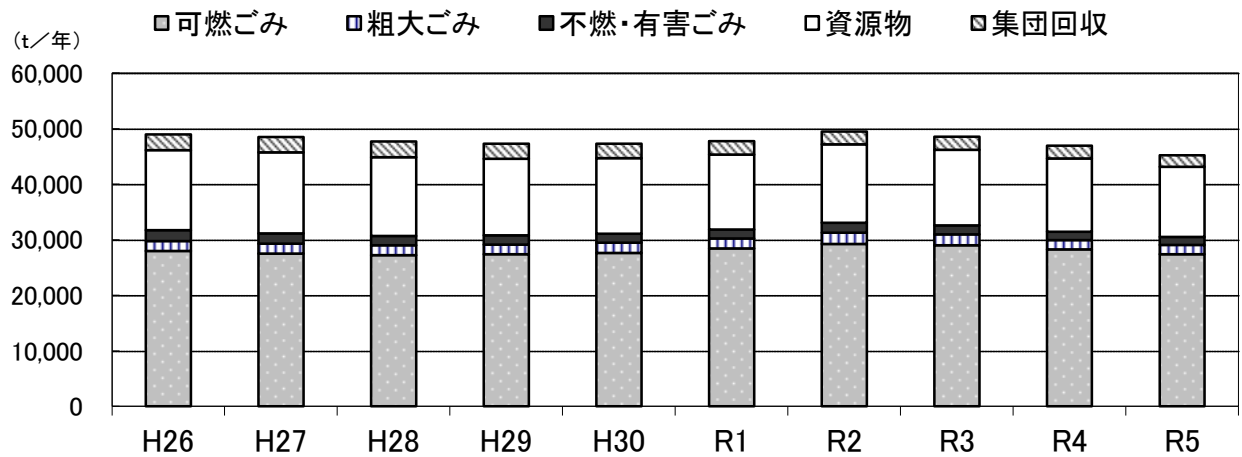
【日時】令和7年2月27日(木) 正午～午後4時30分

【視察場所】コアレックス三栄株式会社東京工場 (神奈川県川崎市川崎区永江町6-10)

【参加人数】 (人)

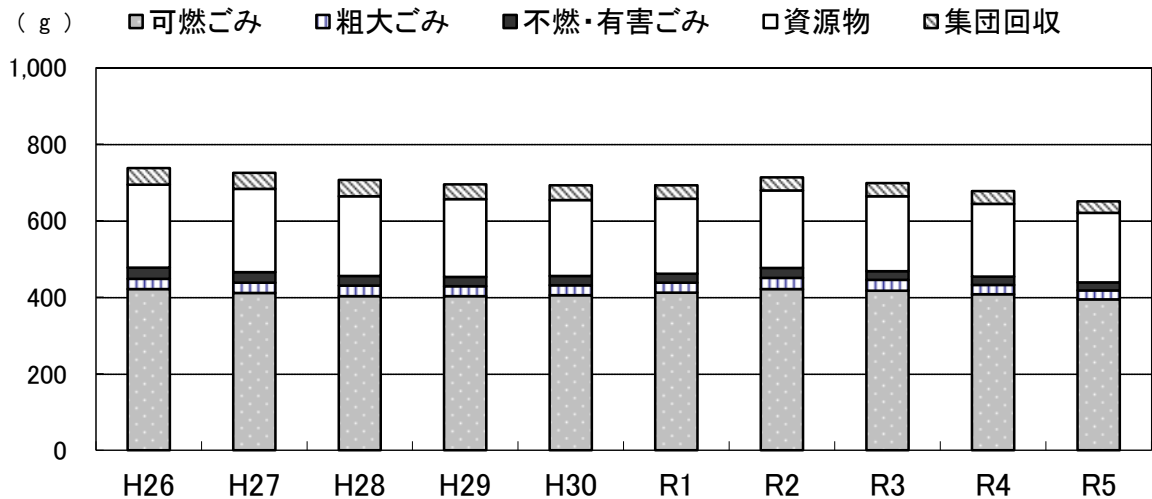
推進員	市職員	計
18	3	21

3 ごみ収集量（排出量）の推移



可燃ごみ	27,997	27,513	27,199	27,386	27,650	28,435	29,224	29,008	28,257	27,384
粗大ごみ	1,767	1,804	1,791	1,749	1,808	1,791	2,040	1,957	1,681	1,669
不燃・有害ごみ	1,950	1,831	1,714	1,640	1,609	1,598	1,805	1,606	1,496	1,450
資源物	14,392	14,568	14,152	13,804	13,627	13,506	14,076	13,614	13,197	12,633
集団回収	2,845	2,797	2,838	2,689	2,581	2,430	2,325	2,373	2,291	2,077
合 計	48,951	48,513	47,694	47,268	47,275	47,760	49,470	48,558	46,922	45,213

1人1日あたりのごみ収集量（排出量）の推移



可燃ごみ	421	411	403	403	405	412	421	417	408	394
粗大ごみ	27	27	27	26	26	26	29	28	24	24
不燃・有害ごみ	29	27	25	24	24	23	26	23	22	21
資源物	217	218	209	203	199	196	203	196	190	181
集団回収	43	42	42	39	38	35	34	34	33	30
合 計	737	725	706	695	692	692	713	698	677	650

4 ごみ減量・リサイクル協力店

市では、マイバッグ持参の呼びかけや紙パック・トレイの自主回収など、ごみの減量・資源化の活動に積極的に取り組んでいる市内の小売販売店を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定し、その活動を支援しています。今後はごみ減量等推進会議と連携した活動を推進していきます。

認定店一覧(認定番号順)

(令和7年3月1日現在)

<主な活動内容 凡例>

【簡易】：簡易包装の推進、使い捨て容器の使用及び販売の控え

【マイバッグ】：マイバッグ持参活動、レジ袋の回収等

【環境】：環境にやさしい又はリサイクル製品の販売、チラシ等に再生紙を使用

【ばら売り】：生鮮食品その他の商品のばら売りや量り売り

【不用品】：小売販売店が販売した商品で不要になったものを回収

【ごみ減活動】：ごみ減量・資源化の消費者への呼びかけ、従業員へ教育

No	店 名	店頭回収をしている品目					主な活動内容
		紙パッ	PETボ	トレイ	びん	缶	
1	東急ストア 三鷹センター店 (下連雀3丁目2番23号)	○	○	○			簡易・マイバッグ・環境・ごみ減活動
2	コープ傘礼店 (傘礼5丁目3番1号)	○	○	○		○	簡易・マイバッグ・環境・ばら売り・ごみ減活動
3	いなげや三鷹傘礼店 (傘礼6丁目2番20号)	○	○	○		○	簡易・マイバッグ・環境・ばら売り・ごみ減活動
4	O d a k y u O X三鷹台店 (井の頭2丁目5番2号)	○	○	○			簡易・マイバッグ・環境・ごみ減活動
5	西友三鷹傘礼店 (傘礼6丁目8番12号)	○		○			マイバッグ・環境・ばら売り・ごみ減活動
6	セブンイレブン三鷹下連雀9丁目店 (下連雀9丁目11番14号)						簡易・マイバッグ・ごみ減活動
7	セブンイレブン三鷹新道北通り店 (上連雀3丁目3番12号)						簡易・マイバッグ・環境・ごみ減活動
8	太田ふとん店 (下連雀1丁目11番7号)						簡易・環境・不用品
9	トーホーベーカリー (下連雀1丁目9番19号)						簡易・マイバッグ・環境・ごみ減活動
10	セブンイレブン三鷹富士見通り店 (井口1丁目16番10号)						簡易・マイバッグ・環境・ごみ減活動
11	マサキ屋商店 (下連雀1丁目13番1号)		○		○	○	簡易・マイバッグ・環境・不用品・ごみ減活動
12	サミットストア三鷹市役所前店 (野崎1丁目3番10号)	○	○	○		○	簡易・マイバッグ・環境・ばら売り・ごみ減活動
13	サミットストア三鷹台団地店 (傘礼2丁目14番25号)	○	○	○		○	簡易・マイバッグ・環境
14	サミットストア上連雀店 (上連雀7丁目32番26号)	○	○	○			簡易・マイバッグ・環境・ばら売り・ごみ減活動

No	店 名	店頭回収をしている品目					主な活動内容
		紙パッ	PETボ	トレイ	びん	缶	
15	石原ストアー (井口5丁目6番32号)						簡易・マイバッグ・環境・ごみ減活動
16	コープ下連雀店 (下連雀7丁目16番22号)	○	○	○		○	マイバッグ・環境・ばら売り
17	グルメシティ三鷹中原店 (中原3丁目1番11号)		○				簡易・マイバッグ
18	コモディイイダ三鷹店 (上連雀6丁目29番7号)	○		○			簡易・マイバッグ・環境・ごみ減活動
19	TAIRAYA 三鷹新川店 (新川5丁目6番23号)	○	○	○		○	マイバッグ・環境・ばら売り・ごみ減活動
20	セブンイレブン牟礼6丁目店 (牟礼6丁目1番17号)						マイバッグ・環境・ごみ減活動
21	セブンイレブン三鷹台店 (井の頭1丁目30番16号)						マイバッグ・環境・ごみ減活動
22	セブンイレブン三鷹消研前店 (新川6丁目13番5号)						マイバッグ・環境・ごみ減活動
23	セブンイレブン三鷹天文台通り店 (深大寺1丁目14番30号)						簡易・マイバッグ・環境

5 ごみ減量等推進会議会則

(趣 旨)

第1条 三鷹市民は、ごみの発生抑制、再利用の促進及び、ごみの適正な処理など、これからのごみ処理のあり方等について、相互に自主的な意見交換をし、あわせて市が行う施策に協力することによって、清潔で住みよい三鷹のまちづくりを達成するため、ごみ減量等推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 推進会議は、市長が依頼するごみ減量等推進員（以下「推進員」という。）をもって構成する。

(推進員)

第3条 推進員は、次に掲げる事項について、市が行う施策に協力し、地域住民への啓発活動、市への情報提供等を行う。

(1) ごみの発生抑制及び減量についての地域住民への啓発に関すること。

- ア 使い捨て商品、過剰包装などすぐにごみになるものを選ばない
- イ 環境に配慮した商品の選択
- ウ 耐久性の高い商品の選択
- エ 買い物袋や風呂敷の使用
- オ 製品は修理、修繕して使用
- カ 100グラム減量運動の推進
- キ 家庭から出るごみを極力自家処理する（コンポスターの使用、拡大）
- ク 地域及び家庭内での再利用の推進（古着のリフォーム及び不用品交換会）

(2) ごみの分別及び適正な排出等に関すること。

- ア ごみの出し方（収集日、分別方法）
- イ ごみの透明袋の使用促進
- ウ 資源物の出し方（回収日、分別方法）
- エ 不法投棄の予防、早期発見
- オ 不適切なごみの排出をしている箇所の発見、指導
- カ 事業系ごみの出し方（市の収集への混入防止など）

(3) ごみの資源化及び再利用の促進に関すること。

- ア 集団回収の方法（回収品・品目・集積場所など）
- イ 集団回収活動への参加の勧め
- ウ 資源物の出し方（適正な分別）
- エ 事業者（店舗など）への回収拠点設置の協力要請
- オ 事業者（店舗など）による自主回収への協力
- カ 事業者（店舗など）への再生品の販売拡大の要請
- キ 市民への再生品の利用拡大の勧め（例 グリーンマーク）

(4) その他ごみの適正な処理及び減量に関すること。

- ア ごみの出し方、資源物の分別方法などの実地指導
- イ 各種説明会、施設見学会等への参加と地域への参加要請
- ウ 推進員活動報告の作成
- エ 市の指導、勧告等が必要と思われる事例の報告

(推進会議)

第4条 推進会議は、推進員の情報交換、意見交換の場として開催する。

2 推進会議に会長1人、副会長2人を置く。

3 会長及び副会長は、推進員の中から互選により選出する。

4 会長は、推進会議を代表し、会議を招集し、会務を取りまとめる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 推進会議は、代表者を推進員の中から選出する。

7 代表者は代表者会議を組織し、会長及び副会長に協力して、会の運営にあたるものとする。

(推進員選出団体・組織)

第5条 推進員は、次に掲げる者及び団体・組織の代表者から選出する。

(1) 市内各大字を1単位として11地域から選出された町会・自治会

(2) 各住民協議会

(3) 集団回収団体

(4) 消費者団体

(5) 各種団体

(6) 廃棄物収集・運搬業者

(7) 資源回収業者

(8) 商工会

(9) 大規模小売店舗及び小売商店

(10) 各業種別事業者団体

(11) 市内のアパート等の経営者または管理会社

(12) 小・中学校校長会

(13) PTA代表

(14) 学識経験を有する者

(15) その他必要と認める者

2 推進会議を組織するにあたっては、地域的均衡及び選出区分としての均衡を考慮するものとする。

(任期)

第6条 推進員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 推進員に欠員が生じた場合、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、ごみ問題について、新しい認識のもとに市や関係機関と協力し、次に掲げる事項について実践的方策を検討する。

(1) ごみの発生抑制に関すること。

(2) ごみ減量化・資源化及び再利用の推進に関すること。

(3) 市民、事業者及び行政の役割と責務に関すること。

(4) 推進員の責務に関すること。

(5) その他ごみ処理に関すること。

(構成)

第8条 代表者会議は、推進会議で選出された代表者をもって構成する。

(役 員)

第9条 代表者会議の会長、副会長は、推進会議の会長、副会長が兼任する。

(運 営)

第10条 代表者会議は、推進会議で選出された会長により必要に応じて招集される。

2 代表者会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 代表者会議は、会議の運営・議事において必要があると認めるときは、関係者に出席を求めてその意見、説明又は資料の提供を求めることができる。

(任 期)

第11条 代表者の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 代表者に欠員が生じた場合、補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部 会)

第12条 推進会議には、次に掲げる部会を設けることができる。

(1) 広報部会

(2) 啓発部会

(3) 渉外部会

(4) その他代表者会議で必要と認める部会

2 部会は、ごみに関する事項を調査、研究し、実践するものとする。

3 部会は、推進員で構成される。

(事務局)

第13条 推進会議の事務局は、三鷹市生活環境部ごみ対策課に置く。

(委 任)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、推進会議で定める。

付則

この会則は、平成5年4月6日から実施する。

6 ごみ減量等推進員選出団体・組織

1 町会・自治会 74人

No.	推薦団体
1	井の頭一丁目町会
2	一二三会町会
3	三鷹台二丁目町会
4	みどり会
5	井之頭町会
6	
7	井の頭玉川町会
8	牟礼東町会
9	三鷹台団地自治会
10	
11	牟礼富士見町会
12	牟礼高山町会
13	牟礼西組町会
14	牟礼団地自治会
15	
16	都営牟礼六丁目アパート自治会
17	北野町会
18	イデオ管理組合
19	新川本町町会
20	新川島屋敷通り自治会
21	新川宿町会
22	ひばりが丘町会
23	京王つつじヶ丘自治会
24	中仙川町会
25	
26	中原三丁目自治会
27	中原四丁目自治会
28	中原四丁目第一都営自治会
29	中原四丁目第二都営自治会
30	
31	井口協和会
32	井口親和会
33	上連雀一丁目町会
34	上二町会
35	
36	富士見商店会
37	上連雀三丁目四ツ葉自治会
38	
39	上四親道町会

No.	推薦団体
40	上連雀6丁目アパートふみづき会
41	上連雀六丁目アパート西部自治会
42	コスモス会
43	上連雀友和会
44	山中睦町会
45	向原あゆみ会
46	連雀自治会
47	下連雀第一町会
48	下連雀親和会
49	下連雀二丁目会
50	下連雀平和会
51	しろがね町会
52	三鷹駅前市街地公団住宅自治会
53	旭町会
54	下連雀本町会
55	桜通り中央会
56	禅林寺通り町会
57	南銀座会
58	萌樹会
59	下連雀若葉会
60	
61	野崎町会
62	
63	野崎鷹野会
64	大沢原町会
65	大沢宿町会
66	大沢四丁目住宅自治会
67	三鷹団地自治会
68	大沢下原町会
69	深大寺町会
70	東野会
71	都営下連雀9丁目アパート自治会
72	井口協和会
73	井口矢ヶ崎自治会
74	都営下連雀9丁目アパート自治会

2 住民協議会 7人

No.	推薦団体
1	大沢住民協議会
2	三鷹市東部地区住民協議会
3	三鷹市西部地区住民協議会
4	三鷹市井の頭地区住民協議会
5	新川中原住民協議会
6	連雀地区住民協議会
7	三鷹駅周辺住民協議会

3 各種団体 3人

No.	推薦団体
1	JA東京むさし三鷹地区青壮年部
2	東京井の頭ロータリークラブ
3	東京三鷹ロータリークラブ

4 資源回収業者 1人

No.	推薦団体
1	王子斎藤紙業株式会社 三鷹営業所

5 商工会 1人

No.	推薦団体
1	三鷹商工会

6 大規模小売店舗及び小売商店 2人

No.	推薦団体
1	三鷹市飲食業連合組合
2	三鷹小売 酒販組合

7 アパート等管理 2人

No.	推薦団体
1	公社)東京都宅地建物取引業協会 武蔵野中央支部
2	公社)東京都宅地建物取引業協会 武蔵野中央支部

8 小・中学校校長会 2人

No.	推薦団体
1	三鷹市立中学校校長会
2	三鷹市立小学校校長会

9 廃棄物収集・運搬業者 3人

No.	推薦団体
1	三鷹清掃事業防災協会
2	三鷹清掃事業防災協会
3	三鷹清掃事業防災協会

10 消費者団体 3人

No.	推薦団体
1	三鷹市消費者の会
2	三鷹市消費者活動センター運営協議会
3	新日本婦人の会三鷹支部

■ 内訳

町会・自治会	74人
住民協議会	7人
各種団体	3人
資源回収業者	1人
商工会	1人
大規模小売店舗及び小売商店	2人
アパート等管理	2人
小・中学校校長会	2人
廃棄物収集・運搬業者	3人
消費者団体	3人
	98人

令和7年3月1日現在